

平成25年9月11日から

平成25年9月11日まで

## 標茶町議会

議案第50号・第51号・第52号・第53号

審査特別委員会記録

於 標茶町役場 議場

## 議案第 50 号・第 51 号・第 52 号・第 53 号審査特別委員会記録目次

### 第 1 号（9 月 1 1 日）

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第50号 平成25年度標茶町一般会計補正予算	5
議案第51号 平成25年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	8
議案第52号 平成25年度標茶町病院事業会計補正予算	8
議案第53号 平成25年度標茶町上水道事業会計補正予算	9
総括質疑	
黒 沼 俊 幸 君	10
後 藤 勲 君	12
舘 田 賢 治 君	14
討 論	
深 見 迪 君	25
開会の宣告	26

議案第50号・第51号・第52号・第53号審査特別委員会記録

議案第50号・第51号・第52号・第53号審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

平成25年9月11日（水曜日） 午前11時45分 開会

付議事件

議案第50号 平成25年度標茶町一般会計補正予算

議案第51号 平成25年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算

議案第52号 平成25年度標茶町病院事業会計補正予算

議案第53号 平成25年度標茶町上水道事業会計補正予算

○出席委員（13名）

委員長	田中敏文君	副委員長	長尾式宮君
委員	松下哲也君	委員	菊地誠道君
〃	本多耕平君	〃	林博君
〃	黒沼俊幸君	〃	後藤勲君
〃	舘田賢治君	〃	鈴木裕美君
〃	熊谷善行君	〃	深見迪君
〃	川村多美男君		

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議長 平川昌昭君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君
総務課長	島田哲男君
企画財政課長	佐藤弘幸君
税務課長	武山正浩君
管理課長	中村義人君
住民課長	佐藤吉彦君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	井上栄君
水道課長	妹尾茂樹君

議案第50号・第51号・第52号・第53号審査特別委員会記録

育成牧場長	類 瀬 光 信 君
病院事務長	蛭 田 和 雄 君
やすらぎ園長	山 澤 正 宏 君
農委事務局長	牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務)
教 育 長	吉 原 平 君
教委管理課長	高 橋 則 義 君
指 導 室 長	青 木 悟 君
社会教育課長	伊 藤 正 明 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	玉 手 美 男 君
議 事 係 長	小野寺 一 信 君

## 議案第50号・第51号・第52号・第53号審査特別委員会記録

(議長 平川昌昭君委員長席に着く)

### ◎開会の宣告

○議長(平川昌昭君) ただいまから議案第50号・第51号・第52号・第53号審査特別委員会を開会いたします。

(午前11時45分開会)

### ◎委員長の互選

○議長(平川昌昭君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時47分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員13名、欠席なしであります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

川村委員。

○委員(川村多美男君) 委員長の互選は、指名推選とし、私から指名することでお取り計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま川村委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、川村委員からの指名推選に決定いたしました。

川村委員。

○委員(川村多美男君) 委員長には田中委員を推薦しますので、お取り計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま川村委員から、委員長に田中委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には田中委員が当選しました。

議案第50号・第51号・第52号・第53号審査特別委員会記録

休憩いたします。

休憩 午前 11時49分

再開 午前 11時50分

(委員長 田中君委員長席に着く)

○委員長(田中敏文君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

○委員長(田中敏文君) 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

川村委員。

○委員(川村多美男君) 副委員長の互選は、指名推選とし、私から指名することでお取り計らい願います。

○委員長(田中敏文君) ただいま川村委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(田中敏文君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、川村委員からの指名推選に決定いたしました。

川村委員。

○委員(川村多美男君) 副委員長には、長尾委員を推薦しますので、お取り計らい願います。

○委員長(田中敏文君) ただいま川村委員から、副委員長に長尾委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(田中敏文君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には長尾委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時00分

○委員長(田中敏文君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第50号ないし議案第53号

○委員長(田中敏文君) 委員会に付託を受けました議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号を一括議題といたします。

## 議案第50号・第51号・第52号・第53号審査特別委員会記録

議題4案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議題4案の歳入歳出予算の補正は歳入と歳出に分け、議案第50号の歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第50号、一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

1款議会費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(田中敏文君) なければ、3款民生費について質疑を許します。

深見委員。

○委員(深見 迪君) 11ページの障害者福祉費の返還金のことなのですが、昨年試算した分の余った分というか、これがこの金額なのだと思うのですが、試算というのはどういうふうに行われるものなのでしょうか。試算の仕方というか。

○委員長(田中敏文君) 住民課長、佐藤君。

○住民課長(佐藤吉彦君) お答えしたいと思います。

今、委員からありましたように、平成24年度のそれぞれ介護給付・訓練等の国庫の分、それから道費負担分、それから障害者の更生医療給付分の国庫、それから道の返還分でございますが、例年秋に3月までの所要額の概算請求を行い、年度の終了後の例年6月ころに実際の実績との精算が行われまして、今回、24年度の分の返還する部分について請求が来ますので、それを例年10月までの、国あるいは道から指定された日にちがあるのですが、それに返すために大体例年9月の補正予算で返還金の計上をさせていただいているというような流れでございます。

○委員長(田中敏文君) ほかにご質疑ございませんか。

館田委員。

○委員(館田賢治君) 児童館のこの報酬、厚生員の報酬ですか、344万円、これいつからいつまでの報酬で何名分なのですか。

○委員長(田中敏文君) 住民課長、佐藤君。

○住民課長(佐藤吉彦君) 児童館につきましては、ことしの4月から幼稚園跡を標茶児童館という形で新たにスタートをさせていただいたところです。

当初の予算では、新栄児童館につきましては、これまでも非常勤職員1名体制という形で行っていましたが、新年度につきましては、標茶児童館、開園時間等も通常の朝9時から夕方5時までという形で拡大をした関係がありまして、改めて児童厚生員を2人体制にするということで、今回、児童館の予算の部分で補正をさせていただいたところでございます。

○委員長(田中敏文君) 館田委員。

○委員(館田賢治君) そうしたら、これ1名分ということですか。

○委員長(田中敏文君) 住民課長、佐藤君。

○住民課長(佐藤吉彦君) お答えします。

議案第50号・第51号・第52号・第53号審査特別委員会記録

当初予算で1名ついていまして、今回新たに追加分の1名を予算計上させていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） 今回の児童館の関連ですが、その前段、11ページに僻地保育士の給料が減額になっておりますが、そこの整合性と理解して、全く別個の僻地保育士が減になったということでの理解なのでしょうか、それとも僻地保育園の保母さんを児童館のほうに回したということの予算の組み替えという理解ではないのでしょうか。

○委員長（田中敏文君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

児童館と、現在、特別保育所の僻地保母というご質問でございますが、僻地保母の保育所給を持っている職員が1名減になったということです。それとあと、児童館で新たに非常勤の職員が1名増になったということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

後藤委員。

○委員（後藤 勲君） 12ページのこの別寒辺牛川とホマカイ川流域環境保全協議会助成金ということで200万円なのですけれども、この内容についてちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 住民課長、佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） これにつきましては、標茶町と厚岸町の境界に流れています別寒辺牛川、ホマカイ川流域協議会を両町の構成団体であります厚岸町、標茶町、それから両町の農協、それから漁協関係で流域保全の協議会をつくっていまして、その事業としましてカキ殻を使った水質浄化の事業をここ四、五年、継続的に実施をしております、この財源につきましては、振興協会のいきいき助成の補助事業をいただきながら、標茶町と厚岸町のそれぞれの流域で実施をしているということです。

今年度につきましては、既に標茶町側の茶安別地区の小河川で、この実験については既に行っております、振興協会の補助が確定しましたので、歳入歳出ともあわせて計上させていただいたところです。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、7款商工費について質疑を許します。ご質疑ございま



せんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(田中敏文君) なければ、8款土木費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(田中敏文君) なければ、9款消防費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(田中敏文君) なければ、10款教育費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

林委員。

○委員(林 博君) 教育費の中の財産管理費の中の先ほど調査設計委託料で、磯分内小学校の校舎というふうに伺ってございましたけれども、さきの議会で校舎の耐力測定というのでやったというふうに記憶しておりますけれども、その辺からの今回の委託料に係っての経緯といたしますか、流れをちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長(田中敏文君) 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長(高橋則義君) 磯分内小学校の調査設計委託料の件であります。前回の6月定例町議会で、耐力度調査の予算を補正いただきました。このたび、調査の結果が得られました。結果といたしましては、耐震補強だけでは現在の小学校の建物はもたないという結果が出ましたので、このたび旧磯分内中学校の敷地のほうに移転改築するという事で、実施設計費を上げております。

内訳といたしましては、小学校校舎、屋体の改築、それから旧中学校の校舎、屋体の解体にかかわる設計費、それから磯分内小学校現校舎、屋体の解体費等の実施設計費となっております。

○委員長(田中敏文君) 林委員。

○委員(林 博君) 今回、そういうことで改築されていくのですけれども、地元への説明ということを当然なさると思っておりますけれども、なるべく早く、決まった段階で地元へそういう情報提供をしていただきたいと思いますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○委員長(田中敏文君) 教育委員会管理課長、高橋君。

○教委管理課長(高橋則義君) 学校PTA、保護者等を通じて、丁寧な説明会については開催いたしたいと考えております。

○委員長(田中敏文君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(田中敏文君) なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、10款地方交付税から21款町債まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

館田委員。

議案第50号・第51号・第52号・第53号審査特別委員会記録

○委員（館田賢治君） 交付税の関係と、それから臨時財政対策債の関係をちょっとお聞きしておきますけれども、臨時財政対策債の関係も2,600万円ほど決まって3億5,000万円となっていて、これはこれでひとつ第二の交付税も決まったのかなと思うのですが、交付税の全体枠でありますけれども、今、交付税も年4回の流れで来ておりますし、今回、交付税の整理をして、あと11月に入ってくるわけですが、あと12月と3月の特交、それらをひっくるめて概算で今留保されているお金はどのくらいになるのですか。

○委員長（田中敏文君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

普通交付税につきましては、決定額が47億2,039万6,000円でございます。この第3号が議決された後の留保額につきましては、普通交付税につきましては4億1,312万6,000円が留保されております。

また、特別交付税につきましては、まだ決定はされておませんが、現在の計上額等からすると、あと8,000万円程度は標茶町に交付になるのではないかというような見込みを立てております。

○委員長（田中敏文君） 館田委員。

○委員（館田賢治君） そうしたら、あと留保されている分ですから、これがどういう形で変わるかわかりませんが、約5億円まではないけれども、近いお金が留保されているのだという理解でよろしいですね。いいですか、そういう理解で。

○委員長（田中敏文君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） そのとおりでございます。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、第2条、地方債の補正について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、以上で議案第50号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第51号、介護保険事業特別会計補正予算、第1条、保険事業勘定歳入歳出予算、歳出、6款諸支出金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、保険事業勘定歳入歳出予算、歳入、7款繰越金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、以上で議案第51号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第52号、病院事業会計補正予算、第1条、総則から第3条、資本金収入及び支出まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

館田委員。

○委員（館田賢治君） 総括で議論させてもらうのですけれども、今回、この病院事業の関係で、この補正で今回出したということは、特別な理由があったのでしょうか。今回、この議会に補正として出したという理由は特別あるのでしょうか。この1点だけちょっとお聞きしておきたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

今回、釧路地裁の1審の判決が確定となりましたら、補正予算額を弁護士の方に支出しなければならないのですが、今回につきましては、時期的に本定例会にちょうどタイミングが合ったということで予算計上をさせていただいたということでございます。

○委員長（田中敏文君） 館田委員。

○委員（館田賢治君） もう一点だけ。

そして、この支払いを今回上げたということについては、何か急遽、弁護士さんの関係については、うちの何か顧問弁護士か何かだというふうに私は理解しているのですけれども、この費用の支払いについては、何か急がなければならないという理由か何かあるのでしょうか。

○委員長（田中敏文君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

昨年の10月に地裁のほうに訴訟となりまして、それを受けまして、町のほうとして弁護士のほうに委任をして委託契約を結んだ経過がございます。その中の契約書の規定の中で、事件の報酬、謝金については、事件の審理の進行状況を勘案の上、甲と乙が協議して定めるということでございますので、今回、完結をすれば、協議をさせていただいて支払いをさせていただくというような形になるかと思えます。

○委員長（田中敏文君） 館田委員。

○委員（館田賢治君） 告訴するかしないかは2週間あるのですが、その前なものですから、私、今聞いているのです。それで、今この時期に、どうなるかわからない状態の中で、これをもし出すとしたら、今わからないけれども完結すれば、ああ、そうなのかなという結果論でわかるのですけれども、今、仮定の中ではまだわからないわけです。そういう中であればなものですから、継続されるということになると、また別な、時期は少しずれたって何にしたって、この予算化するのにはまだこの時期でなくてもいいのではないのかなという思いがあるものですから今聞いて、これ以上のことはもうこれでやめますけれども、総括でさせていただきます。そういうことなのですよ。

○委員長（田中敏文君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

まず一つ、今回、補正予算として出させていただいたのは、さきの議会においても、昨年の緊急措置の部分、それから新たにこれが出た場合には、議会のほうにもお諮りをしたいということでの提案であります。

病院会計上でいきましたら、内部のやりとりという方法もあるのですが、そういうことも

## 議案第50号・第51号・第52号・第53号審査特別委員会記録

ありまして、補正予算として提出をさせていただいているのが1件です。

それともう一つは、今、時期的な問題がございましたけれども、先ほど事務長から説明ありました契約上でいきますと、事件の終結を見た場合に、即座にその部分では債務が発生するというようになってございますので、この時点では発生した場合にすぐ対応できるような形のタイミングが今のタイミングということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、以上で議案第52号、病院事業会計補正予算を終わります。

次に、議案第53号、上水道事業会計補正予算、第1条、総則から第3条、資本的収入及び支出まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） なければ、以上で議案第53号、上水道事業会計補正予算を終わります。

以上で議題4案の逐条質疑は終了いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時21分

再開 午後 1時24分

○委員長（田中敏文君） 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

続きまして、議題4案、一括して総括質疑を許します。ご質疑ございませんか。

黒沼委員。

○委員（黒沼俊幸君）（発言席） 私は、今、補正予算が提出されましたが、町立病院会計補正予算ということで、今回出ていることに関連して日ごろ不思議に思っていることについてもお尋ねをしていきたいと思っております。

初めにお尋ねしたいのは、町立病院の責任者は私は病院長だと日ごろ思っておりますが、臨時職員を採用する、退職を認めるなど、社会一般の管理業務に携わっているかどうかについて、まずこの点についてお尋ねをいたします。

○委員長（田中敏文君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 雇用の関係でございますが、採用につきましては、町長の決裁、町長の権限ということになるかと思いますが、院長には随時、採用予定者、退職予定者等については報告をさせていただいております。

○委員長（田中敏文君） 黒沼委員。

○委員（黒沼俊幸君） 今、何かちょっと後段のほうで聞き取れなかったのは、報告で終わっているということですか。人事の面接とか、この人の履歴書を見て目を通していただいて、

最初からタッチしているかどうかについてはどうですか。

○委員長（田中敏文君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 採用予定者、面接、採用する場合については、正職員の場合については町長のほか院長、以下関係の職員において面接もさせていただいておりますし、その他いろいろな採用、退職についてのいわゆる説明なりについても、医者については私のほうから院長のほうにさせていただいております。

○委員長（田中敏文君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） もう一つ確認をしたいのですが、病院の公営企業の責任者は町長だというふうには存じていますが、日ごろ病院の最高責任に当たる者は院長というふうに私は思っていますが、それで間違いありませんか。

○委員長（田中敏文君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 委員言われるとおりだと私も認識しておりますし、病院のいわゆる責任者としては院長だということで認識しております。

○委員長（田中敏文君） 黒沼委員。

○委員（黒沼俊幸君） 委員長と院長とちょっと発音が、ゆっくりしゃべるようにします。

病院の院長と私は、院長はもう20年来、町立病院をいろいろ責任ある立場でやってこられた方ですから、いろんなところでお話する機会がございます。院長は気さくな方で、私などにもいろんなことでお声をかけていただいている間柄でございます。8月29日に地裁で第7回目の公判があり、その前に私は家族と一緒に病院のほうで診察を受けている間に、院長とお話する機会がございまして、院長は今回の判決、8月29日の公判の結果を非常に心配しておったところでございます。

それで、私は突っ込んで具体的な質問をいたしますが、ここに平成24年10月30日の北海道新聞のコピーがありますが、この文面で気になることは、全部は読まないのですが、かいつまんで申し上げますと、入院患者から被害申し立てがあった財布の窃盗未遂事件で、病院幹部から呼び出しを受け、容疑者扱いされた上に、判を押したからといって犯人ということにはならないなど、自主退職を強要されたと、こういうふうには新聞が書いております。

それで、私の質問の要点は、自主退職を強要した幹部というのは院長なのか、どなたなのかについてお伺いしたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） その新聞紙上で病院幹部と申しますのは、私、事務長のことかと思っております。

○委員長（田中敏文君） 黒沼委員。

○委員（黒沼俊幸君） 私は、7回の公判のうち3回傍聴をしておりますして、証人に呼ばれた方のお話も聞く機会がございました。その折に、入院患者がお金がなくなったということで標茶の警察に連絡をとったということは、院長が知っていたのか知らなかったのか、私はどうもこの経過を観察していると、院長はまだ知らなかったというふうに思っておりますが、これについてお答えをいただきたいと思っております。

○委員長（田中敏文君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

つい先日、院長ともちょっとお話をいたしました。が、事件の当日の朝、私が看護師長から報告を受けまして、私のほうから院長のほうに説明報告をして、町理事者のほうと十分打ち合わせをして事に当たってくれという指示を受けましたので、副町長と打ち合わせをさせていただいて、いろいろな対策と申しますか、対策について検討をしたということでございまして、その後についても、院長のほうに何々こうこうなりましたということの報告はしているところでございます。

○委員長（田中敏文君） 黒沼委員。

○委員（黒沼俊幸君） このことは、私と院長とそこまではお話ししておりませんが、院長はこういう問題が大きくなるように、黒沼さん、いろいろ話し合いをしておさめる方法が一番よかったのだということのお話が私にありましたので、私も、変だな、今言われた看護師長初め蛭田事務長が公判に行っていますから、そうすると院長も呼ばれてしかるべきなのに、院長は何も、私どもの知らないところでそういう指示をされていたのかな、こちら辺が私の非常に今回いろいろ、きのうも深見さんがかなり詳しく、私もほとんどそのことは知っていますから、あえて重ねていろんな話はしたくないと思っておりますけれども、そこら辺が非常に疑問であります。これはやはり今、病院が、病院の先生方の人数が非常に窮屈だと。窮屈どころか、いろいろ医局に相談しても、果たして来年に向けて確実な要員確保ができるかどうかといういろんな場面にも、私は病院の院長というのはすごくいろんな働きをされているのでないかと思っていたところ、このことについては私は知らないというような、私はニュアンスで受け取ったので、いろいろ質問しているわけです。このことについて、もうちょっと、私の考えと違うかどうか、お話を聞きたいと思っております。どなたか返答をお願いします。

○委員長（田中敏文君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 院長がそういうふうに言われたということでしたら、私も同じお話を実は聞いております、院長から。病院責任者として院長が大変お考えになられてのお話かと私は受けとめております。

ただ、訴状の主な訴えにつきましては、警察への通報、それと退職の勧奨というこの2点で、証人尋問に行ったのも、病院側としては院長は呼ばれることなく、事務長と看護師長で行っておりますので、そこに出てくる人物が私中心だったということで、私と看護師長が呼ばれたと。看護師長については、その原告とのやりとりの、事務長室で同席をしておりますので、証人尋問に呼ばれたということで認識をしております。

○委員長（田中敏文君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） まだまだこれは非常に微妙な判断とか、いろんな考えをしないとの確かな判断のできない問題ですから、今回の補正予算の件については、非常に病院の中が命令系列からうまく機能していないというふうに私は今回はっきり察知いたしましたので、このことは町長を含め関係者は何とか、私の、黒沼の言うことは当たっていないよというような

ことであればいいのですが、そういうことで努力をしていただきたいと思います。

これで私の質問は終わりたいと思います。以上です。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

後藤君。

○委員（後藤 勲君）（発言席） 1点だけなのですが、商工観光の関係から、私が思うには、この標茶の町の中に、はっきり言って看板がないということなのですよ。

例えば、この標茶町の役場そのものの看板も見当たらないと。国道を通りながらもないと。例えば、それから私が言われたのは、町立病院がどこにあるのだということで初め聞かされたのですが、町立病院の前まで行くと、あの信号のところのでっかい看板がありますよね。だから、開発センターと言ってもわからない。例えば、駅だってどこにあるのかわからないというような、商工観光の面からいっても非常に不便な町だなど。我々は日ごろ住んでいますから大した感じないのですが、ほかから来た人たちにどこにあるかわからないということ言われてみて初めて気がつくような状況になっているわけです。例えば、中標津だとか別海だとかああいうところへ行きますと、やっぱり国道なり道道に、町立病院がどこにあるとか、駅がどっちだとかという看板がいろいろ立っているわけです。

だから、そういうことを含めて、開発と土現と協議しながら、そういうほかから来た人たちに親切に教えてやれるような看板を立てるといふようなことは不可能なのかどうか、ちょっと聞きたいのですが。

○委員長（田中敏文君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

これまでも観光含めてホスピタリティーの向上ということはしていかなければならないというふうには考えていますし、これらの関係機関と協議しながら設置した部分もございます。内容につきましては、十分、今委員おっしゃられました道路管理者を含めて、安全性も含めた上でホスピタリティーを向上するための方法については検討してまいりたいというように思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 簡単な話なのですが、それはそれでそうしたら努力してもらおうということと、もう一点、この庁舎の前に交通事故ゼロという看板が立っていますから、あれはきょうは302かな、302日目ということなのかもしれませんが、あれは数字的には町の職員がやっているものなのか、例えば土曜日、日曜日だとか、それから連休がかさんだ後にはあれをどういふふうに変えているのか、どうなのかということにはわからないのですが、ちょっと教えていただきたいです。

○委員長（田中敏文君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君） 役場の横に設置してあります交通安全啓発用の看板、あそこに交通死亡事故の表示をさせていただきます。

実際、表示の日数については、安全推進協議会のほうで所管していただいていますけれども、実際に土日を含みますと、勤務の関係もございいますから、月曜日に調整するという形に

なりますけれども、そういったことをご理解いただきたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） その話はわかりました。

ただ、あそこを書いてある書き方が、交通事故ゼロと書いてあるのですよね。交通事故死だと思うのですけれども、これはどういうことなのか。

交通事故というのは頻繁にあちこちで起きているわけですから、この辺のところ、どうなっているのかなということを聞きたいのですけれども。

○委員長（田中敏文君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君君） 表現の仕方が適切かどうかちょっと確認しまして、それぞれ確認した後に、適切に表示したいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 小さい話ばかりで申しわけないのだけれども、立っているものは何ていうのかちょっとわからないのですけれども、あれは当初立った段階では、その公園のところに木や何か恐らくなかったからよく見えたのかもしれませんが、やはりああいふのは役場の職員が見るものでなくて、町民なり通過する人たちがこの交通安全というものを認識するために立てているものだと思うのですよ。そうすると、やはり国道の前だとか、町民が見えるところになれば、何のために立っているかわからないのです。例えば、常盤のほうから来て信号を見ながらあれを見るというのはなかなか見られないという部分もありますし、葉っぱが生えてくると全然見えないと。なぜああいうところに置いているのかかわからないのですけれども、やはりもう少し国道に面したところに立てるべきでないかと思いませんけれども、いかがですか。

○委員長（田中敏文君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君君） 後藤委員のおっしゃる部分は、それぞれ交通安全についての意識高揚あるいは啓発ということでの看板でございます。あの看板につきましては、過去に北海道の国体か何かに使われた看板を譲り受けたということを聞いておりますけれども、その当時、どこに設置するかという議論は多分されたと思いますけれども、なるべく住民の目の触れるところということで役場の入り口、あいている用地を含めての検討をされたというふうに認識しておりますけれども、いずれにしても交通安全については、後藤委員のおっしゃるとおり、いかに事故を防ぐかという部分では、あらゆる啓発運動を含めて、看板設置を含めて、総体的な部分で今後、できる範囲でどんどん進めていきたいというふうに考えています。これも推進協が大きな役割を果たしておりますので、交通安全推進協と一体となった部分で、地域の交通安全に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 話はわかりましたので、終わります。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。



舘田君。

○委員（舘田賢治君）（発言席） まず1点、経営環境再生資金の関係、いわゆるお助け資金と言われているものなので、債務負担行為、町のほうでやっておりますけれども、ことで切れたのですか。

その後、非常にこれもお助け資金と言われるだけ、助かっている声も聞いております。これ再度の登板があるのかどうか、今、もしあるとすれば、これは期限が切れて、これからいろいろと取り組むのしょうけれども、できるのであれば、これは取り組んでいただきたいと思うのですが、この資金の関係はどんな手順で、それともいきなりこれはやめたということなのか、それもあわせてお聞かせください。

○委員長（田中敏文君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたしたいと思いますが、先ほどのご質問でありました経営環境再生資金でございますが、委員ご存じのとおり、この経営環境再生資金がスタートしたきっかけとなりましたのは、5年半ほど前に、老舗の土木建設業の倒産がきっかけで連鎖を防ぐという目的で、金融機関と商工会と町で設置をしております金融連絡会議の中で、当初5年間ということの時限でスタートをさせたものでございます。その5年後のことしの3月に、再度、金融連絡会議を開催いたしまして、その会議の中で商工会、金融機関ともに所期の目的は達成されたのだから、とりあえずは経営環境再生資金は切るべきだというご意見をいただきまして、当初の予定どおり5年間でその融資をストップさせたところでございます。

ただ、一部の意見として、経営環境再生資金を引き続きやるとしたらどういう経済動向になったらやるのかというようなご質問もございましたが、年に2回、春と秋、金融会議を行っておりますので、この秋に向けて再度またこれが話題に上がってくるとは思いますので、その中でまた情報交換等してまいりたいと考えております。

○委員長（田中敏文君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） 秋にこの会議でいろいろ打ち合わせをするということになるにしても、町の姿勢としてはどんな姿勢ですか。前に転がるような姿勢でいるのですか、それともやめようとする形の中での考え方というのがあるのですか。どちらをお持ちですか。

○委員長（田中敏文君） 企画財政課長、佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

金融連絡会議の中でも、他の融資との整合性がとれない。3%より2%、2%より1%、1%よりゼロ%がいいのは当たり前なのだけれども、他の融資資金はゼロ%ということはございませんので、お金を借りてゼロということは、経営指導上ちょっと整合性がとれないという部分の意見もいただきました。

ただ、今後どうするのかという部分につきましては、副町長からお答えをさせていただきますと思います。

○委員長（田中敏文君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えします。

経過等につきましては、今、企画財政課長から申し述べたとおりであります。

町といたしましては、これまでもこの制度だけではなく、町内の経済動向等を鑑みて必要な措置をとってきたという経過がございます。

今この経営環境再生資金の部分につきましても、これらの趣旨を含めまして、それぞれ関係機関から代表がおいでになっていますので、それらの中で必要性を含めて検討してまいりたいと思いますし、基本的には町内の経済動向の好転という部分が重要でしょうから、それらについての傾き等については感じながら、必要な措置はとるべき時にはとっていききたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（田中敏文君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） 町内の経済界の動向によっては、前向きに対応していかざるを得ないのかというふうに私はとりました。そういうふうになっていけばいいなと思っていますし、金利については、それは町の中で賄うのですから、ゼロなのか1%なのかは別にして、ゼロのお金を使うというのはそういう異議があるという人も出てくるのは当たり前だと思いますけれども、その辺もよく考えて、ゼロで使うところは使っているけれども、民間は使わせないよというわけにもいかなくなってくるわけですから、それらもいろいろと考えながら、今度の資金の対応については、秋の金融会議をやっていただきたいなど、このように思うわけです。

それでは、次に移らせていただきますけれども、北海道畜産公社根釧工場の閉鎖が決まりました。この対応をどうするかということで釧路管内、根室管内の農業団体がいろいろと知恵を絞って、何とかこの屠畜場については根室・釧路管内の中で維持をしていきたいのだと、こういう流れになってきているわけですが、そんな中で釧路、根室はこれ何といたって全道で有数な酪農地帯でありますから、この屠畜場がなくなるなんていうことは、これはとてもとても考えられない。これがなくなるということについての影響は大であり、まして分権が進むという中で、市町村の分権に対する旗頭ともなる、これ以上人口も我々としては少なくするわけにもいかないし、標茶は酪農を中心としたやっぱりきちっとしたまちづくりをするにしても、何せかんせこの屠畜場が標茶町にできるのかできないのか、これは別にして、何とか釧路、根室の中に残したいと。

その中で、たまたま我が町は場所的にいいところでないのかなという話も、たまたま、うわさというか、管内的に農業団体としてはいいところだなという話も聞いていますので、そういうこともひっくるめて、今、町にこの屠畜場の関係で入ってきている情報、言える情報と言えない情報があるのかもわかりませんが、言える範囲内で結構です。まして、決まっていなものを急に情報を流すわけにもいかないのですから、そのことは別にして、きょうまで入っている情報を聞かせていただければいいなど、このように思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（田中敏文君） 休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時03分

○委員長（田中敏文君） 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

館田君。

○委員（館田賢治君） 今言ったようなことでひとつ頑張っていたきたいなど。私たちもいろいろとこの釧根工場の閉鎖については頑張らなければならないなど、こういうことであります。ひとつお互いに頑張るということをお願いしたいと思います。

それでは、先ほどから課題に挙がっています病院の関係に入らせていただきますが、款項のところでもちょっと触れましたけれども、もう一度この補正予算がきょうこうやって提出をされるということの環境が整ったという判断、私どもは、私は議会の議員としては、整ったとは思っていないのですよ。もっと丁寧に、このことが、例えば36万円の補正が出てくる協議の場があるのかなというふうに思っていたわけです。

それで、昨日、一般質問をやった議員の話も聞いておりました。理事者の答弁も聞いて、非常に温かさが無いというのか、何か法的に割り切っているというのか、非常に回答を聞いてどうも不可解な気持ちになっていたのです。

そういうのとあわせて、この36万円がイコールするものではないということも自分の腹ではわかっているのですが、余りにもその対応が親切味もないなどというのと、それから議会に対してもちょっと丁寧なご説明がないのでないのかなと。

というのは一つ、いいですか、この経過をさかのぼってみて、24年度の決算のときに弁護士費用は払っているのです。これは緊急を要したから払ったというようなことで払っていて、今度はこうやって補正予算で上げてよこしたのです。どうもこれ補正予算で上げる前に、今回の裁判で出た結論によって、議会のほうもそれなりの検証もして、さっき黒沼委員もおっしゃってありましたような内容も含んで、ある程度検証するところは検証して、そして総括されることは総括されて、議員が一様の認識を持って僕はこれに対応するのかなというふうに、自分ではそういう考え方を持っていたのですよ。ところが、どうもこうやってばんと出されてしまったら、うちら議員、こうやって14人おりますけれども、みんな中身はとにかくとして、いいのだから悪いのだからわからない、黒沼さんが例えば反対だと言ったら俺反対するかなと、林さんが賛成と言うのなら賛成するかな、そんなよく中身が検証されないと、こういうこれだけ町民との間に出たこの裁判が、やはり議員が統一した見解でもって、このお金を出すのも町民から聞かれてもきちっと答えられると。議会の中が割れたような形で僕は協議したくなかった、本当にそういう意味では。このままだったら、今回、これ割れるよ。払うのなら払ってもいいということになるのかもわからないし。それにしたって、お互いにそんなようなことになって、議会が割れて、この裁判のものに取り組んで、これだけ町民の、原告の方も標茶から離れるのでないかと言われているような状況の中で、議会が割れてこんなものもいいとか悪いとかとやるものではないでしょう。だから、僕は裁判の結果がいい悪いと言っているのではないです。何もそういう統一されたものがきちっとされてからだって遅くないのではないのかということを行っているのですよ。

それで、これは議会側の話ですよ。それは今、理事者側に言っているのは、私は個人的にそう思っている。それで、環境がそろったということでこれが出されたのですかと。それで私は聞いているのですよ。

○委員長（田中敏文君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをいたします。

今、委員お話しになりました、中身を十分説明した中でということがまず一つだろうということでありましたけれども、その部分では、さきに町長もお答えしていますが、現時点ではその1審判決が出たものの、判決が確定していないという部分、それからもろもろ原告の方への配慮としましても、私どもが今お話しできる部分というのは、先般の全員協議会、また町長が一般質問の中でお答えした部分というのが、今限界かなというふうに思っているところであります。裁判は別にしてということではありますが、争点2点については、先ほど事務長のほうからお話ししたところでもありますけれども、その2点が一つの争点となって裁判となっているところでもあります。

それで、今お話のありました平成24年のときの部分につきましては、緊急性、訴状というのはいつ届いてくるかわかりませんので、それについては到着した時点で対応しなければならないという状況にありましたものですから、緊急に対応はさせていただいたということで説明をさせていただきました。その折にもう一つは、今般、終了後についての報酬については予算計上せず、それについては、後ほど議会のほうに説明をしながらご理解をいただきたいということで説明をさせていただきました。それで、この会計上でいきますと、先ほど言いました総体予算の中での企業会計の中では、やりとり等があるかもしれませんが、あえて今回、補正予算として表に出させていただいたという次第であります。

そして、先ほど内容審議の中でもお話ししましたけれども、契約上でいきますと、これがこの先どうなるかわからないという話ですが、直近ではもう数日後には方向性が見えてくる、そうすると契約上では債務が発生してくるという部分でありますので、それについては支払わなければならないという事務的な責任というのがここで出てきますので、それらについてはぜひご理解をいただいて、この中で事務処理をさせていただきたいということでの今回の提案でございますので、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 全然感覚が違うのさ。副町長、いいかい。今、これ確定していないから、まだ確定していない。確定していないでこれ出てきているの。そして、いわゆる債務が発生した、整理するのに今出していると言うけれども、先ほど説明したように、これ国家賠償法だとかという流れの中に立っているわけです。そうすると、国家賠償法で払うものは払うにしても、私は払わないと言っているのではないのだ、これが今、払わないとかということ私を言っているのではない。今ここで議論していいか悪いかといたら、今ここでは払うのはちょっとおかしいなという意味に立っているのさ。それはどうしてかといったら、今までの24年からの決算、それから今払おうとしているもの、これは弁護士費用だね。訴訟費用のほうはほとんどかかっていないと。全く町に負担をかけていないから、かかっていない

ということだいいと思うの。弁護士費用だね。ところが、この弁護士費用、これ24年度はもう経費で落としてしまっているの。これも経費で落とそうとしている。そして、国家賠償法に基づき、議会があればこそ検証できると思うのだけれども、もしも裁判の結果がいいか悪いかは別にして、国家賠償法に書かれているように、求償権があるでしょう。仮に理事者側に何らかの失態があったり、公務員のほうで過失があった場合は、そういう場合は逆に後々いろんな考え方が持てるわけでしょう。そういうことも含んだら、24年度の決算は決算のときでまた話ししますけれども、やはりこれは立てかえ払いなり、仮勘定の中で整理されるものだというふうに私は理解しているのさ。

置いておいてしまったら、何で今回がこういうので、収入36万円を見たのか。まあ、いいわ。36万円の今度収入に触れるけれども、これ収益対応でいいのですか。36万円、これ収益で対応しているのですよ。これ収益対応でない、これ費用対応でないですか。24年度にやったような、ああいう決算が、ああいう処理が最低限度許されるとすれば、ああいう処理でないのですか、これ。収益対応36万円、リハビリの収入がありますとかと言ってこれを盛ったって、全くこれ何かてこ先のことをやっているような気ですよ。本来はこれ収益対応でないでしょう、この弁護士費用を出すのは。費用対応でないですか。僕はこれ、そう思っているのです。これ、おかしいですよ。

まず、私はこの経理はそういう経理だと思っているのですけれども、どうなのですか。

○委員長（田中敏文君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時18分

○委員長（田中敏文君） 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

委員ご指摘の費用対応でないのかというご指摘でございますが、今回の弁護士費用の補正に当たって、収入のほうも見直した結果、たまたまリハビリ実習生が予定されていたものが2件、リハビリ室で受け入れる予定になっているということであったものですから、2件、学校のほうから謝礼が入りますので、18万円掛ける2件分ということで整理をさせていただいたということでございます。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） たまたまこれリハビリがあったから受けたと言うけれども、これ何も黙って収益で受けておけばいい。そうでしょう。これ黙って収益で受けておけばいい。何もこれイコール36万円何とかと出すの。おかしいのだから。

そして、標茶町が訴えられたのだよ。病院が訴えられたのではないのだよ、事務長。標茶町が訴えられているのに、病院で費用を払うのだよ。これ、うちの本体のほうでないのかい。ただ、たまたま事件は病院で起こったかもわからないけれども、訴えた人は病院を訴えてい

ないのだよな。標茶町長を訴えたのだ。その辺もあわせて。

○委員長（田中敏文君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

今、費用の部分でありますけれども、これについては、平成24年のときの支出の部分、それと今回については明らかに出した部分で説明すべきでないかということでありましたので、今回、今委員がおっしゃる方法でいきますと、補正という形といいますか、そういう形は出てこない形になるものですから、今、補正予算として提出した中にご議論いただきたいということで出した部分でありまして、先ほどの収入部分につきましては、先ほど言いましたように、たまたまそういう部分の合致する数字があったということでご理解をいただきたいと思えます。

それから、町のほうの本体のほうの部分でないかと。病院会計の部分とありますけれども、それは場面もそうでしたし、呼び出し部分も含めてありましたけれども、そういう部分では非常に町立病院が色濃い部分、それと設置者でありますのが町という部分もありまして、その中ではここの中で処理することが妥当ではないかという判断で対応させていただいたということでございます。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） いや、補正に出ないから、これ補正で議論できるようにしたというけれども、これ間違いだって。もしやるのだったら、やっぱり一般会計でちゃんと36万円見て、そして病院会計にやって、そして病院のほうはそれを受けて、この36万円を弁護士費用で払わせていただきたいと、こうやってやれば正々堂々ここで議論できるでしょう。これなら、全然収益対応でないやつがこんなことして、リハビリの18万円が2人たまたまありましたとか、そんなことでここにいる人方が聞いていて、ああ、そうか、それならこの補正予算大したものだなと誰も思わないと思うよ。絶対にそうだと思う。俺、事務長を責めているわけでも、経理上のことを言っているのだよ。

それともう一つ、僕はちょっと不可解だとさっきから言っているのは、議会とやはりもう少し詰めてもらって、そしてその上に立って反省するところ、何ほ何もなくなつて、何か病院の体制にだってやっぱりチェックをかけて体制強化を図りたいと。いわゆる裁判の結果はああいう結果だったけれども、さらにまた組織のチェックをして、ちゃんと今後はこういうふうにしたいのだというふうな形の流れもあるのかなと思ったら、何かあったら、またすぐ警察に出すという話だから、ではこれもまたこれ困ったなと思いがちちょっといたの。だから、これは正式にというよりも、ちゃんとやるのだったら、そういうふうにしてやるべきことだと思うのさ。

ただ、僕は、このやつは払わないと言っているのではないのさ、僕の気持ちは。今、きょう、ここで、よろしいですよというふうになるのかもわからないよ。なるのかもわからないけれども、この経理のことからいろんなことを考えたら、これはもう少し検証させてもらって、それが今月の17、18日ぐらいになるのかわからないけれども、ちゃんとしたことをある一定の、全部が掌握できなくても、検証した上でやるというのだったら、まだそこにも私理解す

るところがあるのさ。今まだ控訴されるかもわからない期間中に、払うものを、これ終わったらすぐ払わなければならぬから出してくれと。ああ、そうですかと、これうちの議会、うんと言うのかなと。僕はそう思っている。同じことを何回もやりとりしても時間かかるだけですから、もうそろそろ一、二回でやめますけれども、私これ不快な補正予算だと思いますよ。

それと、先ほど黒沼さんが言ったような、院長が中心で動いてきたのかどうか。これもちょっと私は疑義がある。そのこともひっくるめて、あと何日もしなくたってはっきりすることだから、今あえてきょうここで議会が、わけのわからないことでいいよなんて言って町民からお叱りを受けるよりも、はっきりわかった上でお支払いしたほうがいいのではないかなと、私はこう思って、きょうこの質問に立ったのです。だから、今回のこの補正予算については、よく考えてみてください。私の言うのが、憎くてなんて言っていませんよ。憎くて言っていませんから。

そういうことで、この病院の補正予算については、私はだめだというわけでないけれども、きょうここで認めるわけにはいかないと。その理由は、先ほど言ったように、院長中心で本当にこの裁判がちゃんと来たのか。僕も初めに町長が来たときに、院長と2人で来るのかなと思ったら来なかったから、あらあらと思ったのだ、一番初め。去年の何月だったっけ、一番初めの協議会をやったとき。あのとき来なかったから、ああ、院長が来るのかな、どこの病院でも、何か不祥事があつたら、院長がマイクの前に立って記者会見をやっているでしょう。ましてうちの院長なんか、こんなことでもあつたら、頭を下げて来るよ、言つたら。申しわけなかったと。それもないしさ。どうも不可解なのさ。そういう理由であります。

何かお答えになるのなら言ってください。答えれば、私もまた言わなければならぬから。

○委員長（田中敏文君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えをしたいと思います。

この部分でいきますと、先ほど言いましたように、事務手続上のスケジュールもお話ししたところでありますが、これにつきましては、1審判決の中で違法性がない、適正な事務執行であったということでありましたので、それに伴う経費として計上させていただいたという部分であります。

あと、その計上方法につきましても、病院運営委員会の中にもお諮りしながら、経緯も含めて代表の方にもご説明をさせていただいたところでありますので、それについてもご理解いただきたいと思いますが、もう一つ、医師の部分でありますけれども、その部分では、私どもできるだけ医師の負担軽減を図ってまいりたいということが根っこにはございますので、ぜひその辺についてもご理解を賜りたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） 副町長、私、これをなしてこうやって言っているかといつたら、これどうするかなど思っていたのだけれども、過去に食材供給センターでもってパソコンを盗まれたことを知っていますか？ 昔、パソコンを盗まれた。これ警察に出ている、議会報告

で。これ、どんなになりましたか。これ何もその後投げっ放しですよ。パソコンを盗まれたやつ。それは当時何て言ったかといったら、今、警察に出しているから、刑事のほうの結論が出ないから、その処分だとかなんとかというのは管理責任のあれはない、まだ考えていないようなことで、今、警察のほうではっきりするでしょうという話だった。それ、そのまんなのさ、これ。食材のほうの関係のパソコンを盗まれたやつ。

これとまたこれは違うよ。事件は違うけれども、またそういうふうにしていって、流されてしまうのかなという心配もあるのさ。だから、我々は検証するところは議会としてしっかり検証も、こういう事件であろうが、何か議会が検証するような、議論するようなものがあれば、やはりきちんとしなければいかんなど、こういうこともあるのさ。だから、今ここで私は、こうやって出して、何とかこれはこうだと副町長は言うけれども、お金はいつでも出せるというふうにいるの。僕がこうやって一人がそう言ったって、これはもうこうやって議論をしているからこれ採決になるから。採決になったら、それは通るかもわからないよ。これ通ったら、また変でしょうというのさ、これは。それだったら、ちゃんともう少しこの状態も、いや、病院の責任者としてのあれが何もなくて、はいはいと言って議会が議決をしていっていいということに僕はならないと思っているのですよ。

今の副町長のそのあれで、ちょっと食材の関係も思い出して今お話ししたのですけれども、そういう過去に、警察に出してしまったらもういいのでないとか、今回だって警察のほうの関係だって何年かかかるような、動きは何もないけれども、何年かかかるような何か話ですものね、何かよく聞いたら。そうしたら、もう何年かといったら、我々だって、7年後オリンピックだけれども、7年もこの今回の事件にかかったら、我々だってこの世の中にいるかないかわからないですものね。だから、我々こうやって議席を持たせていただいているときに、きちっとした検証をさせていただきたいと。こういうことで、私の質問は終わらせていただきたい。

いいですか。何かあったら言ってください。

○委員長（田中敏文君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思います。

昨日の一般質問の最初にも私お答えをしておりますけれども、判決事件等々は別にして、全てにおいて100%の対応はないというふうに考えておきまして、今後においても誤解や混乱がないように、さらに慎重かつ丁寧な対応を心がけてまいりたいということを最初にお答えしております。

先ほど館田委員のほうから、私の昨日の答弁に温かみがないという、そういったお叱りの言葉がありましたけれども、私はできるだけ事実経過と、それからその時点でお答えできるものを精いっぱいお答えしたつもりでありますけれども、そういったもし誤解を与えたとすれば、それらについては陳謝を申し上げたいと思います。

しかしながら、こういった事件が起きた際に、警察にすぐ届けるのかということに対して、私は、これからもそうしますということを申し上げました。それは、被害者の方が、今回の事件に関しましては被疑者を特定されて、前後は別にしても、警察に被害届を出されたわけ



です。それで、現在、捜査が進行中であり、それについては私どもは警察の指示をいただきながら対応していると。その中で、私どもの対応に対して納得できないということで訴訟が起こされて、それについて釧路地裁の判決が出され、訴訟が却下されたという状況でお答えできる部分を言ったわけでありませぬ。

警察の今後のどういう形になるかというのは私ども承知しておりませぬし、確かに委員がおっしゃるように、何年もかかるかもしれませぬ。結果としてどういうことになるのかというのも私どもは承知しておりませぬけれども、これはいたし方がないことだと私は思うので。警察が決めることであって、私どもがとやかく申し上げることではないと思ひます。だから、議会が議会としてきちんとした対応をしたいということであれば、それはそれで。

ただ、私どもは、何回も申し上げておりますけれども、現時点においては、お答えできることは限られておりますということとをずっと申し上げたわけで、それが温かみがないというぐあいに私非常に非難をされますと、私としても非常に不本意であります。非常識だとか、思慮が足りないとか、軽率だとか、いろいろなご批判をいただきましたけれども、通常こういった事件が起きた場合に、一般市民としてどういう対応をとるのかといったときに、私は警察に届けるということは非常に当たり前のことだと思ひます。まして、病院においては、22年から現金の紛失事件が多発をしており、その犯人も検挙されていない状況の中で、私どもとしては町立病院を安心して利用していただくために何ができるか、例えば防犯ビデオの設置であるとか、不必要な入室はやめましようとか、そういう病院内でできることについては病院内でみんなで取り組んできています。ただ、その中でまたこういうことが起きたということで、私はどちらも、あったともなかつたとも申し上げたことはありません。

ただ、現実に被疑者を特定されて被害届を出された町民の方がいらっしゃるわけですね。それはその場所が病院だったということとありますので、警察に届けるということとはごく自然の当然の経緯だというぐあいに私は考えておりましたので、そのように昨日もお答えしました。それについては、いろいろなお考えがあろうかと思ひます。何回も申し上げますけれども、100%私が正しいとは、それは言えないことはあろうかと思ひますけれども、私はそのように判断をして、いわゆる病院の設置者としての最終責任者として、そういう判断をしたということとでございますので、ぜひご理解を賜りたいと思ひます。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） またちょっと深く入らなければならなくなつたのですけれども、一つこれ聞いておきますわ、そうしたら。この裁判で、それぞれ弁護士対応だとか、いろいろそれやったよね、10月に来るまでの間。これは町長名で弁護士のほうの公文書や何かを出したのですか。まずそれ一つ、誰が対応したのですか、文書の対応は。出ていますよね。誰が、今町長が言ったような流れからいって、私も確認しておきたい。

それから、我々社会的な通念の業務だと、とにかく公の機関だと、人が集まる場所にはロッカーだとかなんとかというのがありますよね。ロッカーだとかあるよね、みんなこの、普通の会社でもある。だから、アルバイトの人方の分はあるのかどうかわからないけれども、そういうロッカーや何かがあつて、鍵もみんな持っていて、ロッカーにも入れないで盗まれ

たり、そんなことなんか、この間の釧路新聞でないけれども、13回もあるのだけれども、13回の中身に、果たしてどんな管理をしてその13回のこういうことが出たものなのか、そんなことだって興味深い話なのです、僕らにしてみたら。果たして本当に病院で、ロッカーも与えないで、かばんの中、こうやってみんな置いて、その辺に置いて、職員の人方のお金がなくなったとか何とかとやっているのかなど。それとも、入れるものを入れないでその辺に置いておいたら、猫にかつおぶしみたいなものではないの。

だから、そういういろんな事件のあった流れの精査なりというのは、チェックというのは、それぞれの職場ではみんなするというのが通常な流れであって、事があって、事件がずっとあったから、今度はすぐやるというのではなくて、やっぱりそういうものの点検をしたり、いろんなことをするというのが、事件が起きた後の処置ではないか。僕は町長にそういう話もひっくるめて聞いたかったのさ。表向きの話は本当に教科書のような答弁ですよ。本当にそのとおりでと思います。だけれども、これは生きている人間のやっていることだから。できるだけ議会も理解をしながらでも、最低限度のものをきちっとした統一した見解はつかみたいというのが我々なの。そういう上に立って、僕は話ししているのさ。

だから、事務長、早く言えば、その辺も誰の名前だけ、今、教えていただきたいのだけれども、そのことも、それだけの責任者が表に出てきていないのですよ、そうやってやっている責任者がいるのに。出てきていないのに、補正予算でこうやって払えと言うのですかというのさ。これはないよ。一言ぐらい何かがあるのでないのですか、そうやって裁判の経過をやっていた責任者がいるのですから。どうですか、誰の名前でやっていたのですか。

○委員長（田中敏文君） 病院事務長、蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

被疑者のほうで委任しておりました弁護士の方から、質問状が4回来たかと思いますが、その中で全て院長名で公文書で回答書を送付してございます。

また、今お話の中でロッカーの話も出たわけですが、これにつきましては、職員、臨時職員も含めて全て一人一人のロッカーが配置されておりまして、たまたま被害に遭ったその看護補助員の休憩室、数名被害といたしますか、現金紛失をしたということでの申告がございましたが、それについては、同僚を信頼しての、個々人がその休憩室に財布を入れたバッグを置いていたということで、それが発覚しましてから、申告を受けましてから、すぐ私のほうでその辺の厳重管理はちゃんとするということの指示は出しております。

○委員長（田中敏文君） 館田君。

○委員（館田賢治君） そういうことで、まだ言えというのならまだ言ってもいいのだけれども、そういうようなことで私は今回のこれについては本当に、決して私は払わないということではないですから。ただ、きょうのここで採決はどうかわかりません。ただ、私としては賛同できないなど。もうちょっとしっかりと点検をさせてもらえればなど。またこれから点検のできる場所ができるなど、こう思っています。それでも恐らくお金の支出はその後でも何にも遅くもないし、何も弁護士さんにも義理が欠けるわけでもないなど、このように思っているわけです。そんなことで、この質問についてはそういうことで私の意図するこ

とは申し上げました。

これで終わりたいのですが、ちょっと井上課長に最後に1点、今回、補正予算で8,000万円から道路の維持費や何か見ているのですが、瀬文平橋、瀬文平からというのは、あれは瀬文平何線というのですか、ありますね。あれ6キロか7キロあるのですよ。あれもちようど車が走って歩けば、舌をかむような状況だということが来ているのですけれども、舌をかむような状況だと、舌をかんだという人はいないのだけれども、そういうこともひっくるめて、来年に向けて、ことしは別として、事業の計画をしてほしいのですが、どうですか、その辺ちょっと。

○委員長（田中敏文君） 建設課長、井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

今回も補正に上げさせていただいております農地費のほうの、道営経営体育成基盤整備事業というのを補正させていただいているのですが、今委員おっしゃられた磯分内瀬文平線につきましては、瀬文平橋の懐から弟子屈との町界、国道391の釧路側の西側になります、長い路線になります。早い時期に舗装が、二つの事業が連携して事業が進められて舗装化された路線でございまして、以前から舗装の傷みが激しくて、かなりの補修費も投入しておりますが、舗装まで完了しますと、なかなかそれにつながる修繕に対する事業がこれまで採択になるものがございませんでした。これまでも継続していろんなあらゆる場面で、北海道のほう等もご協力を願いながら要請等をしていたわけなのですけれども、今回も6月補正で道営事業のほうで補正させていただきました。

うちの町道名とは違うのですが、6款農地費の、先ほど申し上げました保全対策型という農林事業があるのですが、これは道営事業になります。これで西熊牛地区というふうになっているのですが、農林事業なものですから町道名イコールではございませんが、この西熊牛地区というのが、条件としては過去の工事履歴が農林事業関係のものに対する補助事業でございまして、これでもって弟子屈側からいいまして弟子屈との境界、ハマガキさん宅の交差点から、ここが弟子屈との町界になるのですが、これから磯分内中学校にぶつかる交差点、シモヤさんの交差点になるのですが、ここまでが過去、広域農道で整備された区間でして、農林水産省の事業になります。ここまでは採択の可能性がありまして、ことし実は道営事業のほうで当初予算でも負担金を出させていただいているのですけれども、同じ西熊牛で出されていまして、これに採択されるかされないかが、舗装の劣化度の、クラックとかへこみとか、いろんな点検項目がありまして、これの点検に着手しております。旧支庁、現在の振興局でございまして、農林サイドのほうで着手してもらいまして、この程度によりまして、26年、来年度採択になれば調査設計に入りまして、私どもの工事の目安としては27年から何年かかけて道営事業のほうで舗装の修繕をしていただく、新しい舗装になっていただきたいというような形で、今、点検の結果を待っているところでございます。これが約半分なのですが、補助事業で採択される可能性が高いかなと今思っています。

残りの標茶市街側につきましては、これはもう今のところ事業化が図られる予定が全くないので、これは財政サイドのほうとも協議して、単費でも少しずつでも進めていかざるを

得ないのかなと原課では考えているところでございます。

○委員長（田中敏文君） 舘田君。

○委員（舘田賢治君） そういうことで、できれば事業にのせてもらえれば一番いいのでありまして、そういうことでよくあそこの道路も余りひどくならないうちに手をつけていただきたいなと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○委員長（田中敏文君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「議長、52号、討論」の声あり）

○委員長（田中敏文君） 52号ですね。

（「はい」の声あり）

○委員長（田中敏文君） ほかに討論ある議案ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） 議案第52号に討論がありますので、これより討論を行います。

まず、原案に反対の発言を許します。

深見君。

○委員（深見 迪君） 討論に参加したいと思います。

昨日の私の一般質問に対する町長の答弁について、私はどうしても納得がいきません。したがって、裁判費用が盛り込まれた病院会計補正予算に反対する立場で討論をいたします。

病院が患者の利益を守ることは当然のことであり、町は事故・事件防止に一定の努力をしてきたことと思います。しかし同時に、それは安易な犯人捜しでは解決できないと思います。

今回原告となった町職員、その家族、親族の皆さんも、また長年本町に住み、働き、町に貢献してきた町民であります。今回町のとった方法により、当事者が意に反して本町を去らねばならないようなことが起きたとしたら、町にとっても大きな損失と考えます。安心して住み続けられる町、住んでいてよかったと思えるまちづくりという標茶町とのスローガンとはかけ離れていると言わざるを得ません。今回、町が本人から事情を聞くことなく、いきなり警察の手に委ねたというのは、余りにも短絡的で乱暴な手段であると思います。これでは働きやすい生き生きとした職場の環境づくりとは言えません。

私は、今まで町職員の給与削減に対して、一貫して反対をしてきました。また、たびたび臨時職員の待遇改善についても、この議場で意見を出してきました。それは、働きやすい環境、働きがいのある職場づくりと機械的な給料削減は相反するものであると考えたからです。そして、そのことが住民サービスにも大いに影響してくるのだと思ったからです。

今回、原告側は、何度も親族会議を開き、いたずらに町と裁判で争うのではなく、話し合いで解決しようと必死になって努力をしてきたと思います。それは、問題が生じた4月から

## 議案第50号・第51号・第52号・第53号審査特別委員会記録

約半年たって、初めて裁判訴訟に踏み切ったことを見ても明らかであります。しかし、原告側と話し合いをしたのは、やめるという選択肢もあると言われた4月の1回だけでありました。これは、同じ町民である原告側の努力や願いを踏みにじるものでもあると思います。

以上の理由や思いをもって、私は本補正予算案に反対を表明するものであります。

○委員長（田中敏文君） 次に、原案に賛成の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） 討論ないものと認めます。

これより議題4案を一括して採決いたします。

議題4案は、いずれも原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○委員長（田中敏文君） 議案何号に異議がありますか。

（「52号」の声あり）

○委員長（田中敏文君） 52号。ほかにございませんか。

ご異議がありますので、議案第52号は起立により採決をいたします。

議案第52号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（田中敏文君） 起立6名であります。

同数の可能性がありますので、次に原案に反対の諸君の起立を求めます。

（反対者起立）

○委員長（田中敏文君） 起立6名であります。

賛成、反対が同数であります。

休憩いたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時05分

○委員長（田中敏文君） 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

賛成、反対が同数でありますので、委員会条例第15条により委員長の決するところにより、委員長は原案に賛成であります。

よって、議案第52号は、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号、議案第51号、議案第53号について一括して採決をいたします。

議案第50号、議案第51号、議案第53号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（田中敏文君） 議案第50号、議案第51号、議案第53号は、原案可決すべきものと決定いたしました。

## 議案第50号・第51号・第52号・第53号審査特別委員会記録

### ◎閉会の宣告

○委員長（田中敏文君） 以上で議案第50号・議案第51号・議案第52号・議案第53号審査特別委員会に付託された議題4案の審査は終了いたしました。

これをもって議案第50号・議案第51号・議案第52号・議案第53号審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 3時07分）

議案第50号・第51号・第52号・第53号審査特別委員会記録

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委 員 長